

マーケティングコンサルティングサービス個別規定

(サービス概要)

第1条 当社は、お客様に対し、マーケティングコンサルティングサービス（以下、「本サービス」という。）として、お客様の事業課題解決のためのマーケティングに関する戦略的な助言、分析、調査、その他業務条件書で別途定めるコンサルティング業務を提供します。

(契約期間)

第2条 本サービスの当初契約期間は、業務条件書に記載の通りとします。
2 初当契約期間終了後の契約期間は、6ヶ月ごとの自動更新とし、契約満了月の前月末日までに当社所定の方法で更新を停止する旨の通知がない限り、同一条件で更に6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

(業務の性質及び確認事項)

第3条 本サービスは、当社が専門家としての注意をもって業務を遂行する準委任契約です。お客様は、本サービスの提供やその結果に基づく施策の実行が、お客様の事業における成果（売上・利益の向上、集客数の増加等の一切の効果をいう。）を保証するものではないことを、あらかじめ承諾するものとします。

(お客様の協力)

第4条 お客様は、本サービスの円滑な実施のため、当社の求めに応じ、経営情報、販売データ、各種資料の提供、関係者へのヒアリング機会の設定等、当社が業務遂行に必要と判断した協力をを行うものとします。お客様からの協力が不足又は遅延した場合、コンサルティングの内容に影響が及ぶ可能性があります。

(著作権)

第5条 本サービスの遂行に際し当社からお客様に提供される報告書、提案資料等一切の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、当社に留保されるものとします。お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、これらの成果物を複製、改変、第三者へ開示・提供することはできず、お客様ご自身の社内での利用に限定されるものとします。

(業務の完了)

第6条 本サービスは、特定の成果物の納品を約束するものではないため、各月の契約期間

が満了する時点をもって、当社の当該月における業務は完了したものとします。

- 2 当社は、本契約の終了後、本サービスに関するお客様の情報を保管する義務を負いません。

(違約金)

第7条 お客様は、第2条に定める当初契約期間中においては、本契約を解約することはできません。お客様が契約期間中に本契約の解約を希望する場合には、当社による本サービスの遂行の有無にかかわらず、お客様は、残りの契約期間における請求金額の全額を当社に支払うものとします。

株式会社 PLAN-B

制定日：2026年1月7日